

## 第 167 話<控訴審判決>の要約と参考資料

### 第 167 話<控訴審判決>の要約

知事斡旋による一時金補償が、公健法で給付された補償の累積額に比べて著しく安いことが明白になると、土呂久訴訟の被告住友鋳は、原告の損害から公健法給付額の差し引きを要求。高裁判決は非情にも、原告 13 人に住友鋳から受領した一審仮払金の返還を命じました。

### 第 167 話<控訴審判決>の参考資料

#### 167-1 患者と住友鋳と県知事が締結した確認書とあっせん案 (150-5 と重複)

日弁連公害対策委員会「鋳害調査報告書」P79~80 より

##### 確認書

土呂久地区社会医学的調査専門委員会の報告により慢性砒素中毒症と思われるとされた宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸〇〇番地の〇〇〇〇（以下「甲」という。）に対する住友金属鋳山株式会社（以下「乙」という。）の土呂久鋳山の鋳害に係る損害賠償について、甲および乙は、別添の宮崎県知事黒木博（以下「丙」という。）のあっせん案を受諾し、双方誠意をもってこれを履行することを確認する。

この確認を証するため、本書 3 通を作成し、甲・乙および丙は、各自記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

昭和 47 年 12 月 28 日

甲	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸〇〇番地		
		氏名	印
乙	住友金属鋳山株式会社		
	代表取締役社長	河上健次郎	印
丙	宮崎県知事		
		黒木 博	印

##### あっせん案

昭和 47 年 12 月 27 日

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸〇〇番地 氏名 殿  
住友金属鋳山株式会社 代表取締役社長 河上健次郎殿

宮崎県知事 黒木 博

土呂久地区社会医学的調査専門委員会の報告により慢性砒素中毒症と思われるとされた者（以下「甲」という。）に対する住友金属鋳山株式会社（以下「乙」という。）の土呂

久鉦山の鉦害に係る損害賠償については、左記のとおりあっせん案を提示します。

記

- 第一 乙は、甲に対して補償金〇〇〇〇円を支払うものとする。
- 第二 前項の補償金の支払期限は、昭和 47 年 12 月 28 日とする。
- 第三 甲は、補償金を受領したときは、すみやかに、宮崎県知事を通じて受領証を乙に交付するものとする。
- 第四 甲に対して乙がおこなう補償の内容は次のとおりとする。
1. 補償は、砒素に起因する土呂久鉦山に係る健康被害に対するものであること。
  2. 補償は、このあっせん受諾前および後の一切の損害すなわち医療費、逸失利益および慰籍料等を含む損害に係るものであること。
- 第五 甲は、労働者災害補償保険法に基づき、砒素に起因する疾病について保険給付を受けることとなったときは、当該保険給付の部分については、当該保険給付に相当する額を、宮崎県知事を通じて、すみやかに乙に返還するものとする。
- 第六 甲は、補償金を受領したのちは、乙に対して、名目のいかんを問わず、将来にわたり、一切の請求をしないものとする。
- 第七 乙は、甲の属する宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸の土呂久地区（畑中、南、惣見および鉦山の 4 地区の 54 世帯）の住民に対して、地域振興のための資金として 1000 万円を交付する。
- 第八 前項の地域振興のための資金の使途、その他必要な事項は、乙、土呂久地区住民および宮崎県高千穂町長が宮崎県知事の意見をきいて別途協議して定めるものとする。

167-2

行政不服審査請求事件一覧

事 件	不服の内容	裁 決
1975 年 認定関係 (1 件)	申請前死亡者の認定申請の却下処分の取り 消し	1976 年 4 月 30 日 請求棄却
1975 年 障害等級関係 (3 件)	障害等級の処分の取り消し (3 級→2 級)	1976 年 8 月 6 日 請求棄却
1976 年 認定関係 (10 件)	認定申請の棄却処分の取り消し	1980 年 5 月 19 日 処分取り消し 4 件 請求棄却 5 件 取り下げ 1 件
1977 年 障害等級関係 (11 件)	障害等級の処分の取り消し (1 級 2 件、2 級 3 件、3 級 6 件)	1981 年 8 月 24 日 処分取り消し (2 級

		→1級) 1件 請求棄却 3件 取り下げ 7件
1978年 障害等級関係 (10件)	障害等級の処分の取り消し (3級 10件)	1981年 12月 24日 請求棄却 6件 取り下げ 4件
1979年 認定関係 (2件)	認定申請の棄却処分の取り消し	1982年 5月 18日 請求棄却 2件
1980年 あっせん受諾者への 公健法適用関係 (5件)	障害補償費、遺族補償費、葬祭料の請求棄却 処分の取り消し	1986年 11月 13日 請求棄却 5件
1985年 あっせん受諾者への 公健法適用関係 (9件)	障害補償費、遺族補償一時金、葬祭料の請求 棄却処分の取り消し	1990年 3月 27日 処分取り消し 2件 請求棄却 7件
1986年 認定関係 (1件)	認定申請の棄却処分の取り消し	1991年 1月 28日 請求棄却 1件
1986年 あっせん受諾者への 公健法適用関係 (2件)	障害補償費の請求棄却処分の取り消し	1990年 3月 27日 請求棄却 2件

### 167-3 知事あっせんが公健法に比べいかに不利であったか

川原一之・瀬崎満弘「知事斡旋額の研究1」より

#### I 知事斡旋の経過

宮崎県知事（黒木博）による土呂久公害補償斡旋は 5 回おこなわれた。(略) 以上、5 回の知事斡旋の合計は、斡旋受諾者 82 人 総額 2 億 5460 万円 1 人平均 310 万円である。

#### II 性別・年齢別一律

知事斡旋受諾 82 人と斡旋拒否 3 人の合計 85 人が斡旋にのぞんだとき、県の担当者から提示された金額を調べてみると、男女別・年齢別一律になっていることがわかる。

#### III 例外者

斡旋の提示を受けた 85 人の中に、年齢別一律金額に合致しない例外者のいることに気付かされたことだろう。その例外者は、大きく 2 つのグループに分けられる。

##### (1) 年齢微調整による階層引き上げ

この 7 人は 1 年～1 年 9 か月年齢を若返らせる特別措置により、階層を 1 ランク引き上げた金額を受けとった。なぜ、このような措置がとられたのか。その理由は、

次の 2 点にあったと推測される。第一は、斡旋派の幹部として患者をまとめることに功労があった。第二は、家族が検診の時死亡したり、すでに斡旋を受けた家族に根強い不満が残っていたりしたため、その解消の意味を含めて。この階層引き上げによる上乘せ金額は、20 万～30 万の少額にすぎず、しかも、高齢化するほど金額が低くなる序列を狂わせるものではないので、「例外」と呼べるほどのものではない。

#### (2) 症状を考慮しての加算、減額

本当の意味で「性別・年齢別一律」の例外は（略）計 5 人だけといってよい。（全体の 6%）

##### イ 重症者、死亡者の加算

- ・認定されたあと死亡したため遺族に見舞金 60 万円が加算された。
- ・多発性神経炎（認定要件の症状）の重症患者であるため 160 万円加算。
- ・10 年以上寝たきりで、土呂久公害の苦しみを象徴する患者であったことから 70 万円加算。
- ・幼少期から鉍毒の病気で苦しみつづけ、患者の先頭に立って訴えていた。40 万円の加算。

##### ロ 不可解な減額

- ・ただ 1 人の減額者。70 万円。その理由が、精神科に入院中であることにあるならば、精神障害者に対する不当な不当な差別とも考えられる。

知事斡旋の提示を受けた 85 人中、上記の 5 人のみが病状判断を加味されたことになるのだが、死亡者の見舞金、不当な減額を除くと、純粹に症状を加味されたのは、僅かの 3 人にすぎなかったことになる。

#### IV 斡旋額と法による給付額との比較

1 人平均 310 万円の斡旋額が、いかに低額で不当であるかを、次に示すことにしよう。第 4 次斡旋当時は、すでに公害健康被害補償法が施行され、障害補償費、療養手当、遺族補償費などの給付がおこなわれていた。斡旋を受けずに法の適用を受けていたとしたら、給付額は斡旋額を上回ったであろうか。それとも下回ったであろうか。

いま、法による斡旋費目の中から障害補償費だけを取りだして、患者が平均余命だけ生きた場合に支給総額がいくらになるかを計算し、斡旋額と比べてみることにしよう。

障害補償費の支給総額は、次のようにして計算した。その人を最低ランクの 3 級と仮定し、斡旋当時適用されていた補償給付額表のその人の年齢階層の金額を調べ、その額に平均余命（斡旋のおこなわれた年のものを用いる）を 12 倍した月数を乗じて、障害補償費支給総額とした。

表をみると、いかに斡旋額が低すぎるか、いかに斡旋受諾者が法適用者に比べて不利であったか、よくわかる。年齢の若い人ほど、障害補償費と斡旋額との開きは大きい。

ところで、障害補償費総額と斡旋額とがほぼ同額になる年齢がある。表では、認定時年齢が72歳2月がそれにあたる。第3次斡旋～第5次斡旋の男女別の表をつくり、同額になる年齢を調べてみると、

第3次 男 73歳、女 68歳

第4次 男 72歳、女 67歳

第5次 男 70歳、女 67歳

となる。このことから男は70～72歳、女は67～68歳の斡旋額が、平均余命生きたときの障害補償費総額（3級）とほぼ等しいことがわかる。つまり、この年齢層の斡旋額には、①療養手当、②遺族補償費、葬祭料、③障害等級が3級より上級であったときの障害補償費の分が含まれていないことを意味する。この年齢より低い層の斡旋額には、上記イ～ハのみならず、ニ3級の障害補償費分も満足に含まれていないのである。したがって知事斡旋受諾者には、公害健康被害補償法にもとづくイ～ニの受給権があると考えるのは、きわめて当然といわねばなるまい。

川原一之・瀬崎満弘「知事斡旋額の研究2」より

#### I はじめに

われわれは「知事斡旋額の研究1」において、

- 1) 宮崎県知事による土呂久公害補償斡旋が、年齢別・性別一律の金額であって、患者ひとりひとりの病状を考慮して算定されていないことを明らかにし、さらに、
- 2) 斡旋による金額を、公害健康被害補償法による給付金額と比較することによって、斡旋による金額には、
  - イ) 男70～72歳、女67～68歳以上の高齢者の場合、補償法による給付のうち、i) 療養手当、ii) 遺族補償費、葬祭料、iii) 障害等級が3級より上級であったときの障害補償費が含まれていないこと、
  - ロ) 上記年齢より若年の場合、補償法による給付のうち、上記各項目はもちろんのこと、障害補償費も一部しか含まれていないことを明確に数字でもって示すことができた。

この「知事斡旋額の研究2」においては、

- 1) 知事斡旋額がいかに低額であり、斡旋受諾者が公害健康被害補償法適用者に比べて、どれほど不利益をこうむっているかを具体的に明示し、
- 2) 土呂久公害認定患者の内部において、斡旋受諾者と公害健康被害補償法適用者との格差が年ごとに広がり、もはや社会的に放置できない事態になっていることを詳述することにする。

#### II 知事斡旋受諾者の不利益

- 1) 死亡者の場合

斡旋受諾者の不利益が誰の目にも明瞭になるのは、その人が死んだ場合である。宮崎県は「あっせん案」第 5 項に、「補償金を受領した以後は、名目のいかんを問わず、将来にわたり、一切の請求を行わないものとする」とあることを理由に、斡旋受諾者の遺族に対する補償はすべて拒否しつづけている。一方、公害健康被害補償法は法第 29 条および第 35 条の規定により、「指定疾病に起因して死亡したときは」遺族に対し、遺族補償費もしくは遺族補償一時金を給付することになっている。(以下簡略)

<例 1> A は法による給付を受けていたが、肺ガンのため死亡した。A は法の適用を受けることができる。ところが、同じ肺ガンで死んだ認定患者でも、知事斡旋を受けた者の場合は、きわめて低い補償しか支給されていない。

<例 2> B は認定から 2 か月後に肺ガンで死亡した。妻が知事斡旋にのぞみ、補償金 390 万円を受領したが、以後はいつさいの補償はない。

<例 3> C は認定から 6 か月後に 350 万円の知事斡旋を受諾した。肺ガン死亡後も補償はなし。

以上の<例 1>から<例 3>を表にすると、

例	ケース	死因	死亡時年齢	補償金額
A	法適用	肺ガン	63 歳	19,295,500 円
B	死亡後斡旋	肺ガン	57 歳	3,900,000 円
C	斡旋後死亡	肺ガン	69 歳	3,500,000 円

A、B、C の 3 人は、慢性砒素中毒に認定されたあとまったく同じように肺ガンで死亡したにもかかわらず、B、C の 2 人は知事斡旋を受けたために、法適用者の A に比べ、その補償額はきわめて低く、A の 5 分の 1 にしかならないのである。

## 2) 知事斡旋拒否者の場合

知事斡旋の提示額に納得できないとして拒否した患者が、その後は法によって給付されてきた金額と、斡旋の提示額とを比較してみることにしよう。

<例 4> D は知事斡旋にのぞんだが、提示額があまりにも低すぎるために斡旋に乗ることを拒否して法の適用を受けることになった。特級になって死亡。死因が砒素に起因するとして、葬祭料および遺族補償費 (10 年を限度) の支給を受けている。なお D の斡旋提示額は 330 万円だった。

D の法による支給額は療養手当 (150~200 万円) を除いても、既支給分 (約 950 万円) に未支給分を加えると 23,237,260 円。すなわち D は知事斡旋を拒否し、法の適用を受けてきたことによって、斡旋提示額の約 7 倍もの補償金受給の道が開かれたのである。もし斡旋を受けて、330 万円の低額で打ち切られたとすれば、甚大な不利益をこうむっていたわけである。D の法による支給額の累計が 330 万円に達したのは、昭和 55 年の 9 月ごろのことであり、知事斡旋による補償金は法による給付のほぼ 6 年分にすぎなかった。

### Ⅲ 受給権の回復を

#### 1) 拡大する格差

土呂久公害認定患者 139 人中、82 人が受けた知事斡旋は「研究 1」の冒頭に記した通り、平均 310 万円の低額斡旋であった。斡旋を受けなかった 57 人には、法による給付がつづけられているが、法による支給額が 310 万円に達するのは、認定後 5、6 年後のことと考えられる。第 5 次の知事斡旋がおこなわれた昭和 51 年 10 月から、すでに 7 年が経過して、もし斡旋受諾者が斡旋を拒否して法適用の道を選んでおれば、その支給総額はとっくに斡旋額を上回ったとみてよさそうである。これからは年々、法適用者と知事斡旋受諾者との受給額の格差は大きくなるばかりといえる。

#### 2) 放置することは許されない

斡旋受諾者の中には、補償金が低すぎて役に立たなかったために、斡旋から数年後に、生活保護を受け始めた患者がいる。公害患者が生活保護を受けるとは、なんと悲しい事態であろうか。それも、終身補償をうたった公害健康被害補償法が運用されているにもかかわらず。こうした事態が起こっているのも、宮崎県が知事斡旋受諾者から法の受給権を剥奪した結果に他ならない。

#### 3) ただちに法適用を開始すべき

法適用者と一時金受領者の間に著しい格差が生じた例は、これまでも四日市公害などのケースでみられた。四日市公害の場合は、一定期間、受給を停止したのち、一時金受領者にも法の適用を開始する措置がとられている。環境庁の考え方は、「法適用者と一時金受領者の間に著しい不均衡が生じた場合は、不支給の一定期間を経たのち受給を開始する」とされている。土呂久公害の場合、法適用者と知事斡旋受諾者との間に著しい不均衡が生じていることは、すでに見てきた通りである。四日市でおこなわれていることが、土呂久でおこなわれなければ、きわめて重大な違法行為といわざるをえない。これ以上、斡旋受諾者に不利益を負わせることは許されない。宮崎県はただちに、法適用を開始すべきである。

#### 167-4 斡旋提示額が年齢別一律だったと報道した新聞記事

1983 年 9 月 14 日読売新聞記事宮崎版

「年齢別一律だった / 土呂久患者の補償額 / 病状の判断はせず / 適否問われる知事あつせん」

県は 47 年から 51 年まで 5 次にわたって土呂久公害病認定患者 82 人（うち死亡 21 人）と住友金属鉱山（東京）との間の補償交渉をあっせんしたが、その補償額の算定で、一部の例外を除いて、症状の判断をしないで年齢別一律でしていたことが、このほど、土呂久・松尾等鉱害の被害者を守る会（落合正会長）の川原一之さん（36）（宮崎市）らの調べで明らかになった。10 月にも予想される土呂久公害訴訟判決を前に、知事あつせ

んの適、不適が改めて問われそう。

県はこれまで「補償額は医療費、逸失利益、慰謝料など過去及び将来の一切の損害を含むもので、算定に当たっては全身の症状を勘案した」（土呂久訴訟の38回口頭弁論で、あっせん当時の辺保真一環境長）と述べていた。

49年12月の第3次あっせん（男性）の場合、9人（うち拒否2人）があっせんを受けたが、提示された補償額は240万円から390万円。守る会の資料によると、公害病認定時の年齢を基準に55歳以上60歳未満が330万円、60歳以上65歳未満が280万円、65歳以上70歳未満が260万円、70歳以上が240万円、と5歳きざみで補償額を算定していた。9人のうち肺ガンで死亡した1人が、この年齢別補償に60万円、当時、被害者の会会長だった人が30万円の上積みを受けた以外は、年齢別一律となっていた。

また第3次の女性の場合、男性に比べ補償額が低い、4人全員が例外なく年齢別一律だった。

例外はあっせんを受けた82人のうち13人だけ。補償金を上積みされた例外者は、外見上の重症患者やあっせん推進派の幹部に限られており、守る会では「とても症状を勘案した補償額とは思えない。一部には政治的な上積みさえある」と反発している。

これに対して県公害課は「弁護士2人、医師1人のあっせん案審議専門委員に諮問して補償額を算定した。当然、逸失利益などを出すためには年齢が必要だが、特徴的症状なども加味して総合的に検討した。十分なあっせんだったとは思わないが、あくまでもあっせんであり、双方の合意で結ばれた」と言っている。

知事あっせんを受けた人は、その後の請求権放棄条項によって、公害健康被害補償法による障害補償費、療養手当、遺族補償費などを受けることはできないが、あっせんを受けた患者3人が「法適用を受けられないのは不当」として行政不服審査請求をしており、守る会は、次の口頭審理にあっせんの不当性を証明する資料として、年齢別一律の補償額算定書を提出する。

#### 167-5 土呂久公害控訴審判決言い渡し

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」P140~141

（1988年9月）30日午前10時4分前、福岡高裁宮崎支部の法廷に3人の裁判官が着席した。転勤で宮崎を去った潮久郎裁判長に代わり、中央の席に座ったのは、判決を代読する野田殷稔（しげとし）裁判長である。傍聴席に背を向けた長椅子に、東京から帰ってきたハツネ、ミキ、伸蔵、それに実雄、病院をぬけてきたトネの5人が座った。報道カメラに2分間だけ許された撮影が終わると、野田裁判長の判決要旨の朗読が始まった。まず一審と同様に、環境汚染をはっきりと指摘したうえで、鉍毒が全身に障害をもたらした事実を認め、つづいて住友鉍に損害培養義務があることを明解に述べた。住友側の弁護士はうつむいたまましきりにペンを動かしている。ここまでは原告の完勝とい

っていい内容である。個々の損害について、症状の経緯、死亡者の死因と年齢、生存者の入通院・生活介助の有無、家族の中に占める地位などを物差しにして原告 23 人を A から E まで 5 つのランクに分け、各ランク該当者の名前をあげていった。C ランクの中に一番で敗訴した佐藤ハツネの名前が読み上げられたとき、横に座っていた妹のトネがその肩を抱いた。ハツネの背中が喜びに小さく震えたとき、傍聴席にいた佐藤慎市が弁護士の合図を受けてかけた。

「再び住友に賠償責任あり」と書いた速報用の垂れ幕に、玄関前が拍手でわきたつころ、法廷内の原告側弁護士の顔に緊張が走った。5 ランクに分けた慰謝料から、公健法適用者はその給付額を差し引くという判断が示されたのである。静まり返った法廷を「以上により左記主文が帰結される」という声が貫いた。内容はきわめて厳しかった。一番の認容額を上回った者 6 人と新たに認められた者 1 人、喜べるのはその 7 人で、一番を下回った者が 16 人もおり、しかもそのうち 13 人はすでに支払いを受けた仮執行額を下回るのでその分を返還せよ、というのである。

原告は裁判所近くの旅館はにわ荘に戻って、弁護団から判決内容の詳しい説明を受けた。認容総額は 3 億 857 万円で一番の 5 億 622 万円の 6 割にすぎない。その原因は、原告のうち 13 人が公健法によって給付された 1 億 8000 万円は補償ずみの金額とみなされ、その分を減額されたためである。たとえば松村敏安は B ランク (3000 万円) に位置づけられながら、公健法で 1800 万円を受給していることから認容額は差し引き 1200 万円に抑えられ、同じ B ランクの故佐藤高雄は、3000 万円を越える 3700 万円を公健法で受けているため、認容額はわずかに 300 万円とされた。高雄の遺族は一番で認められた 3080 万円 (弁護士費用を含む) の 3 分の 2 の 2050 万円をすでに仮執行金として受領していたので、それから 300 万円を引いた約 1700 万円を住友鉱に返還せよという内容の判決なのだ。

公健法による補償は汚染者負担を原則にし、企業から徴収した賦課金を財源に使うシステムになっている。ところが土呂久公害では、住友鉱が「汚染施設設置者」でないとの理由で、財源のないまま他地域の賦課金の運用益を財源に当てていた。一番では住友鉱は、同社が負担してはいないことと、公健法による補償の累積額を低額の知事斡旋額に比較されることを嫌って、公健法給付分を差し引けという主張はしなかった。ところが控訴審になると、なりふり構わず争点の一つにあげてきたのである。

返還を命ぜられた 13 人の返還金の総額は 1 億 2000 万円にのぼった。4 年半前に懐に入れたお金をはきだせという無茶な判決に、その金額が特に大きかった故佐藤高雄の妻モミや故佐藤数夫の妻ハナエはがっくり肩を落とした。提訴してから幾度か困難に直面して運動が停滞することはあっても、ほぼ順風に乗って前進してきた被害者が初めてぶつかった逆風である。

夜、原告と弁護士と支援者の集まりで、「公健法でもらったのは生活費や医療費に使っていくお金。それをなぜ差し引かれなければいけないのでしょうか」。故松村敏安の妻

静子の言葉が沈んだ空気をいっそうしめらせた。公健法の受給者に精神的な重圧をかけたこの判決を、翌朝の読売新聞は「土呂久原告苦渋の勝訴」という見出しで表現した。

#### 167-6 土呂久鉍害控訴審判決要旨（1988年10月1日宮崎日日新聞より）

一、本件被害者らは、本件鉍山の操業に基づく大気、土壌、河川水の複合的環境汚染により、長期間にわたり継続的に、しかも殆んど四六時中、経気道、経皮を通じ複合的に鉍毒（砒素及び亜硫酸ガス等）の曝露を受けた。右鉍害は、本件被害者に発症した皮膚症状、呼吸器障害、胃腸障害、循環器障害、神経障害、悪性腫瘍等といったほぼ全身にわたる広範な健康被害に対し、その起因または促進要因として働いた高度の蓋然性が認められ、法的因果関係を肯定出来る（原審判断に同じ）

二、被告は、本件被害者らの右健康被害に基づく損害を賠償すべき責任がある。（略）

三、損害額（慰藉料）の算定

（略）を総合考慮して、各ランクの基準損害（慰藉料）額を左のとおり設定する。

（一）A ランク（略）……金 3500 万円（亡佐藤鶴江がこれに該当する）

（二）B ランク（略）……金 3000 万円（亡鶴野秀男、同佐藤勝、同佐藤高雄、原告清水伸蔵、亡松村敏安、同佐保仁市、同佐藤健蔵、同佐藤アヤがこれに該当する）

（三）C ランク（略）……金 2000 万円（亡佐藤仲治、原告佐藤ミキ、亡佐藤数夫、同鶴野クミ、同佐藤ハルエ、原告佐藤ハルミ、亡佐保五十吉、原告佐藤正四がこれに該当する）

（四）D ランク（略）……金 1500 万円（亡陳内政喜、原告陳内フヂミ、原告佐藤実雄、原告佐藤ハツネがこれに該当する）

（五）E ランク（略）……金 1000 万円（原告佐藤チトセ、原告甲斐シズカがこれに該当する）

四、和解・公健法給付の関係

1. 和解についての判断は原判決理由を引用する。これによれば和解の成立している被害者らについては、損害算定の基礎の対象とすべき健康被害は、和解の対象とされたそれを除くべきこととなる。

2. 公健法給付については、公害の加害者による私法上の損害賠償が行われるまでのつなぎとしての「立替払的性格」を有すると共に、緊急に救済を要する者に対する「社会保障的性格」を有するものと解するのが相当である。従って、同法の右「立替払的性格」を考慮すれば、該給付の限度において損害の一部が補填されたものと解すべきである。しかして、右補填の対象は財産上の損害（療養給付・傷害給付）ではあるが、前記のとおり本件慰謝料基準値は、被害者に生じた相当の財産上の損害の補償を補完さすべきものとして設定したのであるから、右給付を受けた被害者らについては、右給付の限度において財産上の損害のその部分が実質的に補填されてい

るものとして、これをその余の損害（慰藉料）額の算定上に斟酌した。

五、以上によって前記基準額を基礎に右和解・公健法給付の有無を考慮して各被害者の認定慰謝料を別表のとおり算定し、これ（略）に認定弁護士費用を加え、当審認容額とする。

六、被告が原判決言渡後原告らに対して支払った金員は、（略）「仮執行の宣言に基づき被告が給付したもの」に該当すると解するのが相当である。従って、原告らのうち被告から受領した右金員が当裁判所の認容額に原審口頭弁論終結の日から右支払日までの年5分の遅延損害金を加えた額（別表認定債務額）を上回った原告らは、被告に対して右上回った分の金員（別表返還額）を返還し、且つ、これに対する右支払日以降の年5分の損害金を支払うべきこととなる。

七、以上により左記主文が帰結される。（略）